

那須塩原市広告事業実施要綱

平成20年2月22日
那須塩原市告示第23号

(目的)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用することによって、自主財源の確保を図るとともに、事業者等への広告機会の提供及び市民への情報提供を通して、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告事業を実施する資産は、次のとおりとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産

(物品等の寄付)

第3条 物品等の寄付により広告を行う場合については、別に定める。

(広告掲載の範囲)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であると認められるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告の基準は別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量、掲載位置、掲載期間及び掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

2 前項に規定する広告掲載料は、広告の作成及び募集に係る経費並びに類似広告等の市場価格を勘案して定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市の広報誌、ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、那須塩原市広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、定められた期間（以下、「申込期間」という）内に市長に提出しなければならない。ただし、広告媒体ごとに別に広告掲載申込書を定めたときは、当該申込書によるものとする。

2 前項の場合において、申込者は、市税等を完納していなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申込書の提出を受けたときは、申込期間終了後速やかに広告掲載の可否を決定し、那須塩原市広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告の申込みの数が当該広告の募集枠数を超えた場合において、広告掲載を認めるべき申込みの優先順位は次の各号の順位とし、当該各号に掲げる申込みのうちにあつては抽選で順位を定める。

- (1) 公共性、公益性が高いと認められる広告の申込み
- (2) 市内に本店、支店、営業所等を有する事業者等の申込み
- (3) 前2号に掲げるもの以外の申込み

3 市長は、第1項の決定を通知する場合において、必要な条件を付し、又は広告の仕様の変更を指示することができる。

(広告掲載料の納入等)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 既に納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の決定を受けた権利を譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、第8条第3項の規定により付した条件又は指示に違反したとき。
- (2) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) その他市の行政運営上支障があると判断したとき。

(広告の停止、撤去等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の停止、撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 第8条第1項における決定を行った後の事情変更等により広告の内容が第4条の規定に抵触するとき。
- (2) 広告主が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 前条の規定により広告掲載の決定を取り消された広告主が、広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (4) 広告主が倒産、解散等の事由により消滅したとき。

2 前項の広告の撤去等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第4号の事由によるときは、この限りでない。

(広告審査委員会の設置)

第13条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項を協議するため、那須塩原市広告審査委員会
(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 第8条第1項の決定が困難な広告掲載の可否に関すること。

(2) その他広告の掲載に関し市長が必要と認める事項

2 委員会には委員長及び副委員長を置く。

3 委員会の委員長には企画担当部長を、副委員長には企画担当課長を、委員には各部の幹事課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の事務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、広告を掲載する広告媒体を所管する課長その他委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年2月22日から施行する。